

# 平成 24 年度宮城県環境影響評価マニュアルの改訂について

## - 環境保全措置・事後調査 -

### 1 これまでのマニュアル策定状況

年度	環境影響評価マニュアル名	備考
H 1 1	宮城県環境影響評価マニュアル	
H 1 3	動物・植物・生態系	
H 1 4	公害質（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動など）	
H 1 5	事後調査	冊子としては一体
H 1 6	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H 1 7	環境保全措置	
H 1 8	方法書	H19.4 施行規則・技術指針改正
H 1 9	準備書・評価書	
H 2 0	動物・植物・生態系	
H 2 1	大気・水・土壌その他の環境	
H 2 2	人と自然との豊かな触れ合い・環境負荷分野	
H 2 3	震災により休止	
H 2 4	<b>環境保全措置・事後調査</b>	

現在，7冊のマニュアルで運用されている。

### 2 平成 24 年度改訂の主なポイント

#### (1) 施行規則の改正(H19.4)に伴う改訂

方法書の記載内容の追加

事業の種類，規模，位置，その他事業の内容に関する事項を記載するに当たり，事業の背景，経緯及び必要性をできる限り明らかにする。

事後調査を実施する場合の要件の追加

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずるとき
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずるとき

追加 ・ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにするとき

追加 ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められるとき

#### (2) 技術指針の改正(H19.4)に伴う改訂

事業特性の把握事項の追加

当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を明らかにする。

環境保全措置の検討結果を整理する場合における項目の追加

- ・ 代償措置を実施する場合は，代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠
- ・ 環境保全措置の検討を段階的に行ったときは，それぞれの段階における具体的な措置内容を明確化する。

環境影響評価項目の追加

- ・ 地下水の水質及び水位のうち，有害物質
- ・ 地盤の安定性
- ・ 景観のうち，圍繞景観

- (3) 環境影響評価法の改正(H23.4)及び基本的事項の改正(H24.4)に伴うコメントの更新及び追加
- (4) 参考文献，事例等の更新及び追加

### 3 改訂スケジュール

時 期	内 容
6月6日	環境影響評価マニュアル検討部会委員選定（技術審査会会長が指名）
6～9月	環境影響評価マニュアル素案作成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span>
9月25日	第1回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・素案の説明，審議
～10月12日まで	素案に対する意見聴取
11～12月	素案の修正（修正案の作成） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span>
12月	第2回環境影響評価マニュアル検討部会開催 ・修正案の説明，審議
H25年1月	修正案の再修正(改訂原案の作成) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託</span>
2月	印刷発注

平成 24 年 12 月頃及び平成 25 年 2 月頃に開催を予定している環境影響評価技術審査会（親会）において，マニュアル改訂にかかる進捗状況等について適宜報告する。

### 4 環境影響評価技術審査会の運営に関する規程(抄)

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は，環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第 9 条。以下「条例」という。)第54条の規定に基づき，宮城県環境影響評価技術審査会(以下「技術審査会」という。)の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

#### (参考人の意見の聴取)

第 2 条 技術審査会は，必要があると認める時は，参考人の出席を求め，その意見を徴することができる。

#### (技術審査会の会議の傍聴)

第 3 条 会長は，技術審査会の会議(以下単に「会議」という。)の会場において事務局の職員に傍聴を申し出た者に会議の傍聴を許すものとする。

2 会議の傍聴定員は，10人とする。ただし，審議内容の重要性が高いと認められる場合は，適宜増員することができる。

3 会長は，会議ごとに，あらかじめ，傍聴定員のうち報道関係者以外の者の人数が占める割合を定めることができる。

4 会長は，会議の円滑な運営を図るため，傍聴人に対し，必要な指示をし，又は事務職員を指示させることができる。

#### (議事録)

第 4 条 会長は，会議ごとに，議事録を事務局の職員に作成させるものとする。

#### (部会)

第 5 条 技術審査会は，所掌事務を調査させるため，必要に応じ，部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は，技術審査会の委員及び専門委員の中から，会長が指名する。

3 部会に部会長をおき，当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会は，部会長が招集する。

5 部会長は，部会の会務を掌理し，部会における調査審議の経過及び結果を会長に報告する。

6 部会の会議は，当部会に属する委員及び専門委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

7 部会の議事は，出席した委員及び専門委員の過半数で決し，可否同数のときは，部会長の決するところによる。

8 第 2 条から前条までの規定は，部会について準用する。この場合において，「技術審査会」とあるのは，「部会」と，「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 『環境保全措置』の主な改訂点(案)

現行マニュアル	改訂マニュアル(案)	頁	主な改訂点(案)
(全体)	(全体)	-	[更新] 出典
改訂に当たって	改訂に当たって	- -	[更新] 改訂の経緯 [更新] 文献・資料
1 環境保全措置の基本的な考え方 1.1 環境保全措置とは	1 環境保全措置の基本的な考え方 1.1 環境保全措置とは	1,4 2 3	[更新] 基本的事項の内容(H17年改正 H24改正へ) [更新] 図 1.1-1 技術指針第12条～14条の項目と整合 [追加] 法改正の計画段階配慮手続きについてコメント
1.2 環境保全措置の検討	1.2 環境保全措置の <b>検討立案</b>	6	[更新] 解説 2 3)基本的事項改正に合わせて更新
	→ 1.3 環境保全措置の <b>優先順位及び内容</b>	7 9 9-15 11 12 12 15	[移動] 現行マニュアル 2.1 から節全体を移動 [追加] コラム『生物多様性オフセット』 [更新] 保全措置の箇条書き部分 ・「低周波音」の順番を「水質・底質」の前に入れ替え ・別表改正に合わせ「地下水の水質及び水位」を追加 ・「地盤の安定化」など事例を追加 ・「廃棄物等」、「温室効果ガス等」の項目追加
	→ 1.4 環境保全措置の <b>保全方針の設定</b>	16	[移動] 現行マニュアル 2.1 から節全体を移動
2 環境保全措置の検討手法 2.1 環境保全措置の優先順位及び内容	2 環境保全措置の <b>検討手順</b> 2.1 <b>環境影響評価手続き以前の環境保全措置の検討経緯</b>	18 18,19	[追加] 節全体を追加(既改訂マニュアルと合わせた構成) [追加] 図 2.2-1, 表 2.2-1(既改訂マニュアルより)
2.2 環境保全措置の検討手順	2.2 環境保全措置の <b>検討手順</b>	20,21	[追加] 本文, 解説 2(既改訂マニュアルより)
2.3 環境保全措置の保全方針の設定	2.3 検討結果の <b>検証</b>	22	[移動] 節番号を繰り上げ
2.4 検討結果の検証	2.4 検討結果の <b>整理</b>	24 24 25	[移動] 3章から2章に再編 [更新] 技術指針第14条、第14条2項の改正を反映 [追加] 「保全措置の検討を段階的に行った場合」の説明
3 検討結果の整理	3 環境保全措置の <b>検討事例(ケーススタディ)</b>	27	[移動] 章番号を繰り上げ

現行マニュアル	改訂マニュアル(案)	頁	主な改訂点(案)
4 環境保全措置の検討事例(ケーススタディ)			
附表1 環境保全措置の実施事例	附表1 環境保全措置の実施事例	44	[追加] 新規事例 [更新] 事例情報、事例 No.の変更・繰下げ
附表2 環境保全措置の実施事例	附表2 環境保全措置の実施事例	45-48	[更新] 技術指針別表第一の改正を反映 [更新] 事例の見直し、事例 No.の変更・繰下げ
事例集	事例集	49-108	[更新] 資料・出典 [更新] 事例情報 [追加] 新規事例 No.24, No.26, No.61, No.66

## 『事後調査』の主な改訂点(案)

現行マニュアル	改訂マニュアル(案)	頁	主な改訂点(案)
(全体)	(全体)	-	[更新] 出典
改訂にあたって	改訂にあたって	1 2	[更新] 改訂の経緯 [更新] 文献・資料
第1章 事後調査の基本的事項	第1章 事後調査の基本的事項	5-7 6	[追加] 事後調査を行う理由、 = 施行規則第14条第5項の改正を反映 [更新] 施行規則 抜粋 第14条第5項
第2章 事後調査に係る手続き	第2章 事後調査に係る手続き	8-10	[追加] 図2-1フロー、本文 丸数字で対応を表示
第3章 事後調査計画の策定	第3章 事後調査計画の策定	22	[追加] 表3-3 「地盤」の項目
第4章 環境保全措置の効果の検証の手順	第4章 環境保全措置の効果の検証の手順	-	-
第5章 事後調査最終報告書の作成	第5章 事後調査最終報告書の作成	-	-
参考資料1 事後調査計画の作成例	参考資料1 事後調査計画の作成例	資料-1 資料-3 資料-4,5,20,35	[追加] 事後調査を行う理由、 [更新] 表2-1 技術指針別表第一の改正を反映 [更新] 本文、表2-2 事後調査を行う理由、追加に対応
参考資料2 事後調査最終報告書の作成例	参考資料2 事後調査最終報告書の作成例	資-61	[更新] 表8.1 事後調査を行う理由、追加に対応